

# ケアマネ SAPPORO

2021.2.1 発行 第128号

社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

発行

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F  
TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

ケアマネマネジメント業務における警戒ステージ 変更に伴う対応・取り扱いについて I	生活を豊かにする福祉用具 アンガーマネジメントとは?	IV V
ケアマネ連協からのお知らせ 新研修受付システムについて III	～一人前のケアマネジャーになる為に～ 特別養護老人ホームの介護支援専門員として	VI VI

## 『ケアマネジメント業務における警戒ステージ変更に伴う対応・取り扱いについて』

令和2年11月新型コロナウイルス感染拡大に伴い、札幌市のステージがランクアップされ、ケアマネジメント業務の臨時の取り扱いが発表されました。今後も終息するまで、利用者宅訪問業務の取り扱い変更は考えられるため、もう一度復習も兼ね解説いたします。(居宅介護支援と小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護にわけて説明します)

まずは、居宅介護支援に関する内容からです。

札幌市から臨時的取り扱い文書について

### 【以下 全文】

この度、北海道の警戒ステージが「3」に引き上げられたことに伴いまして、サービス担当者会議及びモニタリングについて、臨時的に下記のとりの取扱いとすることにしましたので、お知らせ致します。

#### ■サービス担当者会議について

⇒従来、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能」としておりましたが、警戒ステージ「3」以上であることをもって「やむを得ない理由」とみなし、柔軟に対応することとして差し支えありません。

#### ■モニタリングについて

⇒従来、居宅介護支援のモニタリングについて、「感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能」としておりましたが、サービス担当者会議と同様、警戒ステージ「3」以上であることをもって「やむを得ない理由」とみなし、本人や家族などからの電話聴き取りなど、柔軟に対応することとして差し支えありません。介護予防支援においても、これに準じます。

#### ■サービス担当者会議・モニタリング共通

⇒利用者やサービス担当者から会議の参加や訪問を懸念された場合だけでなく、警戒ステージ「3」以上の期間においては、事業所側から会議もしくはモニタリング前に先方に事前確認を行い、当該対応に同意が得られた場合も同様の取り扱いとしていただいで構いません。

ただし、いずれの場合についても、当該対応理由の記録を残してください。また、利用者の状況を鑑みて訪問による対応が必要な場合は、感染防止対策を徹底した上で訪問するなど、利用者のサービス利用に支障のないようご配慮ください。

※警戒ステージが「2」以下に引き下げられた場合、自動的にこの取扱いは終了します。